# 加算届一覧表(提出方法・必要書類) 【介護療養型医療施設】

## 1 届出が必要な加算の内容・必要書類(政令指定都市・中核市以外に所在する施設)

次の内容の加算等の算定にあたっては、事前に届出が必要です。届出をしていないと、サービスを 提供しても介護報酬の支払いを受けることができませんのでご注意ください。

また、県等の指導の結果、加算の体制が変更となる場合(加算を取り下げる場合等)においても、改めて県に加算届を提出してください。

※ 関東信越厚生局神奈川事務所等、医療保険病床担当に届出をしても、県の高齢福祉課保健・居住施設グループに届出がないと、介護保険適用病床分については変更になりません。医療保険病床担当に届出後、県にも届出をしてください。

## (1)基本施設サービス費

内容		必要書類		備考
		届出用紙	添付書類	)用 <i>行</i> 
1	療養機能強化型	□ 加算届 □ 基本施設サービス費に 係る届出(療養強化型) □ 状況一覧表 □ 加算届管理票	□ チェック表及び誓約書 □ 返信用封筒	
2	療養機能強化型以外	□ 加算届 □ 基本施設サービス費に 係る届出(療養強化型以外) □ 状況一覧表 □ 加算届管理票	□ チェック表及び誓約書 □ 返信用封筒	

## (2)減算

減算に係る届出をする場合は、事前に高齢福祉課保健・居住施設グループまでお問い合わせください。

内容		必要書類		備考
	PI分	届出用紙	添付書類	1佣石
1	人員欠如	□ 加算届	□ 勤務表	
	(看護・介護職員、正看護師比	□ 状況一覧表	□ 返信用封筒	
	率、介護支援専門員、医師)	□ 加算届管理票		
2	入院患者に関する基準	□ 加算届	□介護療養型医療施設(療養機	
	減算・減算の解除	□ 状況一覧表	能強化型以外)の基本施設サ	
		□ 加算届管理票	ービス費に係る届出	
			□ チェック表及び誓約書	
			□ 返信用封筒	
2	夜勤職員勤務条件	□ 加算届	□ 厚生局通知(写)	
	(基準型→減算型)	□ 状況一覧表	又は、当該病棟過去3ヶ月	
	(減算型→基準型)	□ 加算届管理票	の夜勤がわかる勤務表	*
			□ 返信用封筒	老人性認知症疾患型
3	医師の配置基準	□ 加算届	□ 療養病床の使用許可証及び	にはありません。
	(医療法施行規則第49条)	□ 状況一覧表	申請書(写)	
		□ 加算届管理票	□ 返信用封筒	

4 療養環境基準	<ul><li>□ 加算届</li><li>□ 状況一覧表</li><li>□ 加算届管理票</li></ul>	□ 厚生局通知(写) □ 返信用封筒	
5 身体拘束廃止取組の有無(無) (身体拘束廃止未実施減算の 場合)	<ul><li>□ 加算届</li><li>□ 状況一覧表</li><li>□ 加算届管理票</li></ul>	<ul><li>□ チェック表及び誓約書</li><li>□ 改善計画書</li><li>□ 返信用封筒</li></ul>	
6 身体拘束廃止取組の有無(有) (減算の解除を含む)	□ 加算届 □ 状況一覧表 □ 加算届管理票	<ul><li>□ チェック表及び誓約書</li><li>□ 改善状況報告</li><li>(未実施減算の解除の場合)</li><li>□ 返信用封筒</li></ul>	

# (3)加算

	内容	必要書類		備考
	PI谷	届出用紙	添付書類	加持
1	夜間勤務等看護(I~Ⅳ)	□ 加算届 □ 状況一覧表 □ 加算届管理票	<ul><li>□ チェック表及び誓約書</li><li>□ 勤務表</li><li>□ 資格証(写)</li><li>□ 返信用封筒</li></ul>	
2	ユニットケア体制	□ 加算届 □ 状況一覧表 □ 加算届管理票	<ul><li>□ チェック表及び誓約書</li><li>□ 勤務表</li><li>□ ユニットリーダー研修修了証(写)</li><li>□ 返信用封筒</li></ul>	
3	若年性認知症患者受入加算	□ 加算届 □ 状況一覧表 □ 加算届管理票	□ チェック表及び誓約書 □ 返信用封筒	
4	栄養マネジメント加算	□ 加算届 □ 状況一覧表 □ 加算届管理票	□ 栄養管理体制及び栄養ケアマ ネジメントに関する届出書 □ チェック表及び誓約書 □ 勤務表 □ 資格証(写) □ 返信用封筒	
5	療養食加算	□ 加算届 □ 状況一覧表 □ 加算届管理票	□ チェック表及び誓約書 □ 返信用封筒	
6	認知症専門ケア加算	□ 加算届 □ 状況一覧表 □ 加算届管理票	<ul><li>□ チェック表及び誓約書</li><li>□ 勤務表</li><li>□ 認知症介護実践リーダー研修修了証(写)又は認知症介護指導者研修修了証(写)</li><li>□ 返信用封筒</li></ul>	※ 認知症疾患型にはあ りません。
7	サービス提供体制強化加算 (I)イ	□ 加算届 □ 状況一覧表 □ 加算届管理票	<ul><li>□ チェック表及び誓約書</li><li>□ 勤務表</li><li>□ 資格証(写)</li><li>□ 返信用封筒</li></ul>	
8	サービス提供体制強化加算 (I)ロ	□ 加算届 □ 状況一覧表 □ 加算届管理票	<ul><li>□ チェック表及び誓約書</li><li>□ 勤務表</li><li>□ 資格証(写)</li><li>□ 返信用封筒</li></ul>	

9	サービス提供体制強化加算	□ 加算届	□ チェック表及び誓約書		
	( II )	□ 状況一覧表	□ 勤務表		
		□ 加算届管理票	□ 返信用封筒		
10	サービス提供体制強化加算	□ 加算届	□ チェック表及び誓約書		
	(Ⅲ)	□ 状況一覧表	□ 勤務表		
		□ 加算届管理票	□ 実務経験を証明する書類		
			□ 返信用封筒		
11	介護職員処遇改善加算	介護情報サービスかながわ			
		→ 書式ライブラリー	→ 書式ライブラリー		
		→ O. 介護職員処遇改善加算 を参照してください。			
12	上記の加算をやめる場合	□ 加算届	□ 返信用封筒		
		□ 状況一覧表			
		□ 加算届管理票			

# (4)特定診療費

内容		必要書類		備考
	四谷	届出用紙	添付書類	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
1	重症皮膚潰瘍管理指導			
2	薬剤管理指導	□ 加算届  □ 状況一覧表	□ 届出書(写) □ 厚生局通知(写)	 ※1~7について は、認知症疾患型
3	理学療法(Ⅰ)、(Ⅱ)	□ 加算届管理票	※1~9の特定診療費に相当する診	
4	作業療法		療報酬算定の届出を行っている場合には、その届出書及び厚生局通	
5	言語聴覚療法		知の写しを添付してください。	
6	集団コミュニケーション療法		□ 返信用封筒	
7	摂食機能療法			
8	精神科作業療法			
9	認知症老人入院精神療法			
10	認知症短期集中リハビリテーション	□ 加算届 □ 状況一覧表 □ 加算届管理票	<ul><li>□ チェック表及び誓約書</li><li>□ 勤務表</li><li>□ 資格証(写)</li><li>□ 返信用封筒</li></ul>	
11	上記の加算をやめる場合	<ul><li>□ 加算届</li><li>□ 状況一覧表</li><li>□ 加算届管理票</li></ul>	□ 返信用封筒	

# ◇ 厚生局通知等

全て介護保険適用病床である場合等、厚生局通知等がない場合は、代わりに以下の書類を添付してください。

加算名	添付書類
重症皮膚潰瘍管理指導	□ 重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準に係る届出書添付書類 (様式 5)
薬剤管理指導	□ 薬剤管理指導の施設基準に係る届出書添付書類 (様式 6) □ 勤務する従業者の名簿 (様式 7) □ 調剤所及び医薬品管理室の配置図及び平面図

理学療法(Ⅰ)、(Ⅱ)	□ 勤務する従業者の名簿 (様式 7)
作業療法	□ 勤務する使業者の名牌(様式7)   □ 届出書添付書類(様式8)
言語聴覚療法	□ 当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図
集団コミュニケーション療法	
摂食機能療法	□ 勤務する従業者の名簿 (様式 7)
精神科作業療法	□ 勤務する従業者の名簿(様式7) □ 精神科作業療法の施設基準に係る届出書添付書類(様式9) □ 当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図
認知症老人入院精神療法	□ 勤務する従業者の名簿 (様式 7)

## (5) 必要書類の注意事項

## ◇ 加算届(介護給付費算定に係る体制等に関する届出書)

異動等の区分(「新規・変更・終了」)については、新規指定の場合は「新規」に、既存施設が、加算届内容を変更する場合には「変更」に記載(○をつける)してください。

## ◇ 状況一覧表

届出を行うサービスが記載されたページのみを添付してください。 状況一覧表は、変更しない項目についても記載(○をつける)してください。

## ◇ 加算届管理票

加算届につき1枚を添付してください。

複数の加算項目について変更する場合であっても、異動年月日が同じであれば、一度の加算届で行うことが可能であるため、加算届管理票も1枚で足りることになります。

なお、通所リハビリテーション等の居宅サービスは、届出の締切日が異なりますので、注意してください。

## ◇ チェック表及び誓約書

変更する加算についてのみ添付してください。 (すでに届け出ている加算については、改めて添付する必要はありません。)

## ◇ 資格証(写)

A4サイズにしてください

### ◇ 勤務表

勤務表やそれに記載する従業者は、加算の内容により異なります。(加算用の勤務表あり)

加算名	作成する勤務表	対象従業者
夜間勤務等看護	届出日前1月分	看護・介護職員の夜勤帯(連続する16時間)に勤務する者(勤務時間帯がわかるように作成すること)
ユニットケア体制	算定開始月	看護・介護職員(単位ごと・ユニットごとの配置)
栄養マネジメント加算		管理栄養士
認知症専門ケア加算		認知症介護実践リーダー研修の修了者、認知症介護 指導者研修の修了者
サービス提供体制強化加算(I)イ		介護職員
サービス提供体制強化加算(I)ロ	<b>光左座の8月八</b>	介護職員
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		看護・介護職員
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		看護・介護職員、理学療法士・作業療法士

\* サービス提供体制強化加算の勤務表は、前年度の2月のものを添付してください。 【例】平成30年度から算定する場合 → 平成30年2月の勤務表を添付

### 2 届出時期

届出の締切日:加算の算定開始月の1日

#### 3 届出方法

郵送(加算の内容や変更に至る状況により来庁していただく場合があります。) 返信用封筒は、長形3号封筒に82円切手を貼り、返送先の宛先を明記してください。

### 4 郵送先

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部 高齢福祉課 保健・居住施設グループ

## 5 加算届の受理書について

加算届の受理書は再発行できません。

加算届管理票が添付されていないと受理書を発行できません。

また、返信用封筒が同封されていない場合は、受理書を返送することができませんのでご注意ください。

#### 6 その他注意事項

届出にあたっては、必ず控えを作成し、返送された「受理書」と合わせて保管してください。 加算等の変更に伴う運営規程(料金表)の変更届は不要ですが、必ず料金表を変更してください。 「加算をやめる場合」とは、当該施設において加算の算定をやめる場合を指し、入所者個々の状況 により加算を取らない場合については、国民健康保険団体連合会へのレセプト請求の際に加算の請求をしないことで対応してください。